

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第一項第三号の規定による次の処分について、処分を受けるべき者の所在を知ることができないので、職員の分限に関する規則（平成十八年三月年奈良県人事委員会規則第十九号）第四条第二項の規定により公告する。

平成二十五年十二月三日

奈良県教育委員会委員長 松 村 佳 子

奈良県大和高田市公立学校教員 榑本清孝

地方公務員法第二十八条第一項第三号に掲げる事由により同項の規定及び職員の分限に関する条例の規定に基づきその職を免ずる。